

教育現場でパブリック・リレーションズ が生かされない理由

実例から検証する課題

大島 慎子

1 正会員 一般社団法人 日本パブリックリレーション学会理事

E-mail: lhfb0257@gmail.com

組織と社会との双方向のコミュニケーションによる良好な関係構築が必要とされる中で、組織内では倫理感の概念が異なり、トラブルに発展することは多々ある。特に教育現場においては、情報開示の在り方の誤解も存在し、個人情報保護の視点もあり、トラブルの解決と情報開示がかけ離れている場合がある。この報告では、筆者の経験した教育機関での危機の実例を、保護者、教員及び教育機関の経営者、卒業生の立場から検証し、提言する。

キーワード : いじめ/在校生の事故/卒業生の犯罪/情報公開/審議会

はじめに

教育現場におけるステークホルダーとは、学生、保護者、大学教職員、卒業生、入学志願者、産業界等の雇用者、海外協定校、地域住民、高校、受験塾、メディア、保付機関、私学事業団、国立大学協会、文部科学省、高等教育機関を取り巻く関係者である。そして事件がおきると報道関係者を媒体として社会一般に情報が拡散される。

今回の発表では、筆者の経験した教育機関での危機の実例を、自身が保護者、経営者、卒業生の立場で経験した記録を検証することにより、危機管理対策としてパブリック・リレーションズの理解が如何に必要なかの提言を行う。

1. 教育現場の事例

教育機関での最大のトラブルは、日常の授業に悪影響がでることである。学生や、卒業生のトラブルなどで評判をおとし、入学者が減少するなどの経営面の影響も重要だが、生徒や学生が教師や学校を信用できない状態は最大の不幸と言える。

以下に筆者の立場が、保護者、教員・経営者 として卒業生としての視点でとらえた危機を紹介する。

1-A. 小学校のいじめ

2023年4月に茨城大学附属小学校が、文部科学大臣から前年11月にいじめが横行し不登校の児童が多いにかかわらず、文科省に報告がされていないことで注意を受け、学長が速やかに第三者委員会を立ち上げると表明した。国立大学の附属小学校は、優秀な教員と教育理念があり、地域でもモデル校になるべき存在とされている。またいじめの説明責任を果たさないために問題になった名門小学校は複数ある。昭和の時代、1980年代に起きた国立の附属小学校の事例をあげる。

これは文春砲の最初とも思われるが、1988年、週刊文春に4週間にわたり報道された筑波大学附属小学校である。内容は5年生の組で教員と保護者が不適切な関係をもち、金銭貸与や交際が行われているという件で、男性の教員3名は顔写真入りで報道され、被害を訴えたと言われる保護者である女性達は匿名であった。この事実に関しては筆者が3年次の保護者であり、報道だけでなく内部からの情報も得ている。

当時3年生であった長女の保護者の立場で時系列にいうと、最初に週刊文春の記事で、国立小学校で不適切な関係が保護者と担任教員の間で行われているという告発で、告発した女性達は、覆面である。

その理由は、保護者は子供を学校に人質として取られているような状態であり、子供に被害が及ぶといけない。そして不適切な関係を持った原因は、中学進学の実験は担任にあるので、要望を断ることができないと正当化されていた。結果的にどうなったかという、教員3名は退職で、小学校としては、学年成績表を生徒に配布をすることになった。つまり、教員の推薦で中学に進級と言う制度で、客観的な判断の指標が配布されていないことが要因と言う判断であった。

週刊文春の報道が4週間継続する中、保護者会や学校からの説明会が2度開催された。また、校長は筑波大学の教員のため、教育理念として学年成績を付けない方針を、大学の教授会で検討して、成績表を導入することを決定したと説明があった。

この件は、週刊誌報道による公開であったので、小学校が保護者と教員の問題を調査して文科省に報告するのは報道の後になったと思われる。しかし学校側から保護者に対しては文書による説明はなく、また当時はテレビやワイドショーが取材することも無かったので、生徒にとくには影響がなかったと思われる。しかしながら、教育機関としては、文春の報道によって、教員を処分し、また、子供を人質に取られていると週刊誌に訴える保護者が正義であるような印象を与えたことは否めない。私は双方が公平に取材されるべきで、教員だけが顔をさらされるのは正義とは思わない。保護者達も身元を明かすべきではないかと娘には伝えたが、小学生では理解できなかったかもしれない。しかし、何かを告発する時は、正々堂々と身分と名前を明かすべしと言う理想は理解したと思う。後年、長男の通う中学でもいじめの疑惑が起きたが、その時娘が「週刊文春に報らせればいいじゃないの」と発言したのは、週刊誌が介入すると複雑な問題が簡単に解決するような印象を子供に与えていると言えるのだ。

1-B 地方私大在校生の交通事故や自殺の事例

筆者はドイツ企業で約30年広報担当者として働き、JOB型雇用の企業のため、企業が社員に学位を取得することを奨励しており、社会人として大学院に学び21世紀には地方の私立大学で教員および経営者の経験をした。奉職していた大学での事件は2例ある。

2014年、学生の自殺で当人はゼミが上手くいか

なくてノイローゼ気味。母親は話を大ごとにしたくないと、公表を嫌った。ゼミ担当の教員は国立大卒で、やはり実務家教員であり理想が高く、しかし教育に対する熱い情熱と、大学院へ指導する意欲が高く、しかしそれが学生の自殺の直接の原因とは断定できない。つまり、保護者が大学の教育方針には感謝し、静かに弔いたいという意向が強く報道関係者も警察も記事にしなかった。

2016年、T私大の学生が通学途上に横断歩道を自転車でわたる近隣の国立大の学生を乗用車で轢き逃走。追いかけてきた目撃バイクに捕まり警察に連行された。被害者は入院、加害者である学生もショックのため大学を休み、大学には出席しない日が数日続いた。本来は加害者が属する大学の責任の表し方、つまり学生に対し、また被害者学生その学生が属する大学に対して、情報公開を含め解決すべきである。しかし職員が、被害者の家庭の機嫌をそこねないように、加害者である本学学生に厳正なる処分をすることが被害者の家族の希望であると、学内で検討せずに一方的に職員の思惑で行動した。この職員は自分が監督官庁から転職した人間であるので、指導的な立場であると誤解して行動があった。トラブルの解決は、相手が国立大であるとか、その職員の前職が国の機関であるということでは無く、双方の人権を尊重して、交通違反なら警察の判断、怪我に対しては補償、しかし加害者学生の精神的ケア、何を公表すべきかが明確でなくてはいけないが、その職員は、学生を処分して被害者に対する誠意を表すのを優先とした。相手に謝罪すべきと言う大学経営側と対立し、当人は、大学のためを思って行動して主張して譲らなかつた。大学経営側は、まず相手への謝罪、そして怪我の程度によるが、本学の学生のケアと言う主張に怒り退職。自分の考えを受け入れない経営側に対して罵詈雑言の噂を流した。これもパブリック・リレーションズが全く機能していない事例である。結果としては、軽傷で、被害者も提訴は考えていないので、保護者同士で弁護士を入れて円満解決にいった。

1-C. 大規模私大 卒業生のスキャンダル

これは自身が卒業生であり、当該大学の副総長と個人的に意見の交換をしたものである。内容は、世間を騒がしたスーフリー事件で、2003年に発覚したスーパーフリー事件で、早稲田大学のイベント

サークルを舞台に組織的に行われていた大規模輪姦事件である。逮捕者は早稲田のみならず、東大生、慶大生にも及んだ。これは事件そのものよりも当時親しくしていた早大の副総長のコメントがマスコミの一面を語っている。この事件は現役の学生の犯罪ではなく、卒業生中心のトラブルであり、大学の総長レベルが謝罪する必要があるのかと副総長に伝えたところ、「我々が頭を下げないとマスコミが帰らない」と言うのが回答であった。つまり、日本独特の「その場を収める」ことが重要で、問題を正面から説明して理解を求めることは考えていない。

2. 課題と提言

官僚制組織である行政はその知識や意図を秘密にすることによって専門家としての優位性を高めようとするものであると、M. ウェーバーは指摘している。情報公開といっても行政は日常的に文書の作成、決裁、収受、保存を行なっているにもかかわらず、秘密、部外秘、取扱注意とされる文書が少なくない。これだけが、要因とも思えないが、本発表の事例で、保護者が小学校教員とのトラブルを週刊誌に訴えて公開した理由は、筆者が取材をしたわけではないが、週刊誌を頼った理由を啓明すべきである。組織の秘密主義に保護者が剛を煮やしたのか、偶然知人に週刊誌の記者がいたのか、保護者が弁護士などに相談し、自分は手をよごさず、週刊誌にリークしたのかもしれない。国立大付属で有名校であり、週刊誌側としてもスクープで世間の興味を引くことは間違いないのである。しかしながら、これは公正な問題解決法ではない。本来どうあるべきか反省すべきである。

B の在校生の事故や事件は、現場に日本の典型的な構造、つまり元監督官庁の公務員で自分の社会常識が上であり従うのが当然だと思い込み周囲の意見を聞かなかつた間違いがある。

C に関しては、メディアに退去して欲しいという理由で謝罪するのも正しい解決法ではない。これら乗り越えるためには、初等教育から正義はなにか、国際常識は何かを教え、考えさせるべきなのである。

キーワードに審議会を入れた理由は、筆者が官庁の審議会で委員として関わった案件で、官庁が結論先にありきのように誘導する場合がある。広報コンサルタントの菊池岳彦氏が、消費者庁のス

テルスマーケティング対策の議事録に、広告とPRを混同している表記があり、官庁が誤導く可能性を指摘している。この議論を本学会で検討することはパブリックリレーションの理解を深めることに役立つので、課題として加えておく。

参考文献

W.G.ランシマン「マックス・ウェーバーの社会科学論」法政大学出版局 1978年

長濱茂喜「学校における危機管理についての一考察」熊本大学教育実践研究 第36号 2019

福嶋真治「学校安全におけるレジリエンス概念の意義」平成31年

日本教育政策学会 「教育の危機管理と復興・支援」2021